

農地法第3条提出書類一覧表

〆切日毎月 25日

(11月、12月、3月は 15日)

農地法第3条の規定による許可申請書 (売買・贈与・賃貸借等)

- 第三者が耕作していないこと(利用権設定等がある場合は解約をすること)
- 農業者年金特定処分対象農地ではないこと

1. 申請書 (1通)

2. 申請地登記簿謄本 (1通) 法務局

(※所有者の住所が異なる場合は、住民票、戸籍の附票の添付が必要です。)

3. 譲受人の世帯全員の住民票 (1通) 役場 住民課

4. 担当委員確認書 (1通)

次の場合は添付書類が追加となります。

5. 法人登記簿謄本又は定款及び構成員名簿 (法人の場合)

6. 譲受人の耕作証明書 (町外の場合)

7. 営農計画書 (新規就農の場合)

書類が揃ったら、□にチェックを入れ、申請地の担当委員さんに内容を確認してもらってください。確認が終わりましたら、担当委員確認書に署名をもって農業委員会に提出してください。

※締切日までに書類が揃わなければ、受付できませんので、書類漏れがないように提出ください。